

# 官報

## 号外 昭和三十年七月十一日

### ○第二十二回 参議院會議録第三十五号

昭和三十年七月十一日(月曜日)午前十二時三十分開議

議事日程 第三十五号

昭和三十年七月十一日

午前十時開議

第一 公正取引委員会委員の任命に関する件

第二 積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案

(衆議院提出) (委員長報告)

第三 会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

法務委員

予算委員

決算委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

法務委員

予算委員

決算委員

同日地方行政委員会において当選した理事は左の通りである。

昭和三十年七月十一日 参議院會議録第三十五号 議長の報告 會議 公正取引委員会委員の任命に関する件 積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案 六〇七

理事 森下 政一君(赤松常子君の補欠)

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

労働省災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し承認を求むるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農地開発機械公社法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案(早川崇君外四名提出)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

国土開発縦貫自動車道建設法案(阿左美廣治君外四百二十九名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

会計検査院法の一部を改正する法律案修正議決報告書

積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一昨九日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢省三君外四名提出)

○議長(河井彌八郎) これより本日の會議を開きます。

日程第一、公正取引委員会委員の任命に関する件を議題といたします。

六月二十八日、内閣總理大臣から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により、塚越虎男君を公正取引委員会委員に任命することについて、本院の同意を得たい旨の申し出がございまして、本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第二、積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。農林水産委員長江田三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十年七月七日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法

昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十一年」を「昭和三十六年」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔江田三郎君登壇、拍手〕

○江田三郎君、ただいま議題となりました積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

積雪寒冷がはなはだしく、経済的におくれた積雪寒冷地帯における農業生産の基礎条件をすみやかに整備して農業生産力を高め、もつて農業経営の安定と農民生活の改善とをはかり、あわせて国民経済の発展に寄与しようとする目的をもつて、積雪寒冷地帯振興臨時措置法が制定されましたのは、過ぐる昭和二十六年三月、第十回国会においてでありました。その後今日まで四カ年あまり、その間において土地改良団体の灌溉排水水約十四万町歩、耕地整理約十二万五千町歩、総合助成施設四百町村、水田農作の拡張四万四千町歩、家畜の増加約十七万頭といふ成績をおさめたのでありますが、しかし、その進捗程度は、まだ全計画のおよそ三割にすぎないのであります。て、今後なおなされるべきは、本措置法は、明、昭和三十一年三月三十一日限りその効力を失うことになっておりますので、その有効期限を昭和三十六年三月三十一日まで五カ年間延長して、各般の關係事業をさらに促進し、本法の所期する目的を達成することにしようとする。

附則第二項中「昭和三十一年」を「昭和三十六年」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔江田三郎君登壇、拍手〕

○江田三郎君、ただいま議題となりました積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

積雪寒冷がはなはだしく、経済的におくれた積雪寒冷地帯における農業生産の基礎条件をすみやかに整備して農業生産力を高め、もつて農業経営の安定と農民生活の改善とをはかり、あわせて国民経済の発展に寄与しようとする目的をもつて、積雪寒冷地帯振興臨時措置法が制定されましたのは、過ぐる昭和二十六年三月、第十回国会においてでありました。その後今日まで四カ年あまり、その間において土地改良団体の灌溉排水水約十四万町歩、耕地整理約十二万五千町歩、総合助成施設四百町村、水田農作の拡張四万四千町歩、家畜の増加約十七万頭といふ成績をおさめたのでありますが、しかし、その進捗程度は、まだ全計画のおよそ三割にすぎないのであります。て、今後なおなされるべきは、本措置法は、明、昭和三十一年三月三十一日限りその効力を失うことになっておりますので、その有効期限を昭和三十六年三月三十一日まで五カ年間延長して、各般の關係事業をさらに促進し、本法の所期する目的を達成することにしようとする。

附則第二項中「昭和三十一年」を「昭和三十六年」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔江田三郎君登壇、拍手〕

○江田三郎君、ただいま議題となりました積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

積雪寒冷がはなはだしく、経済的におくれた積雪寒冷地帯における農業生産の基礎条件をすみやかに整備して農業生産力を高め、もつて農業経営の安定と農民生活の改善とをはかり、あわせて国民経済の発展に寄与しようとする目的をもつて、積雪寒冷地帯振興臨時措置法が制定されましたのは、過ぐる昭和二十六年三月、第十回国会においてでありました。その後今日まで四カ年あまり、その間において土地改良団体の灌溉排水水約十四万町歩、耕地整理約十二万五千町歩、総合助成施設四百町村、水田農作の拡張四万四千町歩、家畜の増加約十七万頭といふ成績をおさめたのでありますが、しかし、その進捗程度は、まだ全計画のおよそ三割にすぎないのであります。て、今後なおなされるべきは、本措置法は、明、昭和三十一年三月三十一日限りその効力を失うことになっておりますので、その有効期限を昭和三十六年三月三十一日まで五カ年間延長して、各般の關係事業をさらに促進し、本法の所期する目的を達成することにしようとする。

附則第二項中「昭和三十一年」を「昭和三十六年」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔江田三郎君登壇、拍手〕

○江田三郎君、ただいま議題となりました積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

昭和三十年七月十一日 参議院會議録第三十五号 会計検査院法の二部を改正する法律案

するのが本法律案提案の理由であり、またその内容であります。

委員会におきましては、まず提案理由の説明を聞き、続いて質疑に入り、提出者代表及び農林省当局に対して、現行法施行後の実績、本改正法案施行に必要な経費、これが予算的措置及びその実現の見通し、本改正法案は単に期限を延長するばかりのものであるが、現行法の内容について改正すべき点に関する検討の有無及びその経過、本法の趣旨にかんがみ、本法に基いて施行すべき土地改良事業の施行面積の制限の緩和に関する方針、市町村合併に伴う市町村長の定める農業振興計画の取扱ひ方等の問題について、その所見、あるいは方針がたされたのでありまして、その内容は、会議録に載ることを御了承願ひたいのであります

が、その中でも、本法が所期する成果を上げるためには、まずもってこれが実施に必要な経費が裏づけされなければならぬとして、ここに特に関心が払われ、これが究明されましたところ、必要経費は、本改正法律案が成立後対策審議会において農業振興計画が決定し、その内容によって定まるわけであるが、農林省当局において一応試算したところによると、昭和三十一年度において土地改良事業の必要事業量の割程度を実施し、かつ、これと均衡のとれたその他の農業改善施設を執行するものとすれば、約百億圓を必要とし、大体毎年百億圓、五カ年間で五百億圓を必要とする述べられ、農林政務次官から、「本法案成立の上は、期限延長の措置を意義あらしめるよう善処し、必要経費の予算化に努力した

い所存である」旨答えられており、かくして質疑を終り、討論に入り、したところ、重政委員から、「次のような付帯決議を付することにした。」「旨の動議が提出せられました。すなわち、

政府は、本法に基いて施行せんとする土地改良事業について、本法の趣旨に遵ひ、施行面積の制限を極力緩和し、五町までは必ずその対象として取上ぐべきである。

委員から、「本法は限時法であるから、必要な予算を確保して、その規定された期間のうちに所期する事業が完遂できるように措置すべきである」旨、また東委員から、「本法本来の趣旨にかんがみ、予算を充実に、成果の完遂を期すべきである」旨、それぞれ希望を付して賛成があり、続いて採決の結果、全会一致をもって重政委員の提案にかか

る付帯決議を付し、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、付帯決議に対し、農林政務次官から、「法律制定のいきさつにかんがみ、期限延長を意義あらしめるため最大の努力をもって善処したい」旨の発言がありましたことを申し添えて、報告を終ります。(拍手)

○議長(河井浦八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井浦八郎) 議員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井浦八郎) 日程第三、会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず委員長の報告を求めます。内閣委員理事古田重文君。

審査報告書

会計検査院法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月八日

内閣委員長 新谷寅三郎

参議院議長 河井浦八郎

多数意見者署名

松原 一彦 上林 忠次  
田畑 金光 野本 品吉  
井上 知治 加藤 完  
松浦 清一 木村篤太郎  
木下 源吾 堀 眞琴  
宮田 重文 千葉 信

第十六条の改正規定中第十六条第一項を次のように改める。

各局に、局長を置く。

要領書

一、委員会の決定の理由

国及び政府関係機関の会計経理の実情は必ずしも満足できないので、一層検査の機能を發揮するため、一局を増設するとともに、検査の範囲を拡張する等の改正を加えることは妥当な措置と認められたが、本委員会は、各局の長に係る部分について修正を加えた。

二、費用

本法施行のため要する費用は、約二千万円である。

会計検査院法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月二十三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井浦八郎

会計検査院法の一部を改正する法律案

会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「四局」を「五局」に改め

「検査第一局」第一局  
「検査第二局」第二局  
「検査第三局」第三局に改め  
「検査第四局」第四局  
「検査第五局」第五局

第十三条第一項中「及び技官」を「技官その他所要の職員」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条 前条の職員の任免、進退は、検査官の合議で決するところにより、院長は、前項の権限を、検査官の合議で決するところにより、事務局長に委任することができる。

第十七条第二項中「官房又は各局の課長となり、又は局課に所属し、」を削る。

第十八条中「各局課に所属し、」を削る。

第二十三条第一項第二号中「国以外のものが国のために取り扱う現金」を「国、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社以外のものが国又は公社(日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ)のために取り扱う現金」に改める。

第二十三条第一項第三号及び第五号から第七号までの各号、第三十一条、第三十三号、第三十五号並びに第三十七条第二項中「国」の下に「又は公社」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔古田重文君登壇、拍手〕

○古田重文君 ただいま議題となりました会計検査院法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、国及び政府機関における会計経理の実情は今日必ずしも満足できるものではなく、これが是正改善のために、会計検査の事務量も近時著しく増加し、従つて、現在の会計検査院の機構では、局長の事務掌理にも支障を来たしており、検査の機能發揮の要請にも十分こたえることが困難な状況にあることとありますので、現在の四局を五局に改め、一局を増設することとしたこと。その第二点は、会計検査院法制定当時、事

務局長の任免、進退は、それぞれ  
の官の級別に依りて、内閣、内閣総理大  
臣または事務局長が行なつておられま  
したが、その後国家公務員法の制定に  
伴つて、一般職の職員は、進退に  
関する制度が根本から変更され、任命  
権者は原則として会計検査院長になつ  
たことなどのため、関係規定に所要の  
改正を加えたこと。その第三点は、日  
本専売公社、日本国有鉄道、日本電信  
電話公社の会計の検査に当りまして  
は、公社の会計経理を審査するだけで  
は、その真実の把握は困難な場合があ  
りますので、このような場合、事態を  
的確に把握するためには、国の場合に  
適用される規定のうち必要なものにつ  
いて公社にも適用できるように方法を  
講ずるため、関係規定に所要の改正を  
加えたこと。以上が本法律案の改正の  
要点であります。

その第二点は、会計検査院の機構強  
化、すなわち新たに一局を設置する理  
由の点であります。検査院当局の答弁  
によりますと、「このたび一局を増設  
して五局とする理由は、会計検査院の  
事務量の増加の点であつて、各局で処  
理している検査報告が、最終的に検査  
官会議を経て検査報告として掲記され  
ている件数は、二十五年千九百三十三  
二十六年度千九百九十八件、二十七年  
千八百三十三件、二十八年千二百三  
十二件であつて、逐年著しい増加の勢  
を示しておる」とのことであり、  
その第三点は、今述べました機構の強  
化によつていかなる方面の検査を強化  
するかという点であります。東谷検査  
院長の説明によりますと、「一局増設  
と定員増加によつて、検査事項の非常  
に多い農林、建設、厚生、労働等の各  
省の補助の關係の検査の勵行強化をね  
らつてゐる。現在二割または三割程度  
の補助關係の検査の割合と深度とをも  
う少し深めて、そうして全体的の是正  
をはかりたい方針である」とのこと  
であります。その第四点は、検査院の権  
限の拡大に関する改正の点でありま  
す。「この改正によつて、日本専売公  
社、日本国有鉄道及び日本電信電話公  
社に關連のある会計経理について必要  
のある場合、または内閣の請求があつ  
たときは、検査官會議の決定を経て檢  
査を行い、これによつて公社關係の會  
計経理の検査の眞実性をさらに一層把  
握し得ることとなる」との検査院当局  
の説明であります。その第五の点は、  
局長任用の規定に關する点、すなわち  
局長は事務官をもつてこれに充てると  
いう趣旨の規定に關する点でありま  
す。局長の任用の範圍を事務官に限つ

て技官を除いておるのはいかなる理由  
によるのか、現在一般行政の局長の  
任用については、このような制限がな  
く、現在各省の次官、局長に技官が充  
てられてりばな成績を上げておるも  
のもあり、また民間の会社においても  
同様であるのに、ひとり会計検査院に  
おいて、このような制限を法文の上で  
設けるのは不合理ではないのか、この  
ような規定が法文の上に現われている  
ことは、いわゆる法律万能、技術重視  
の一つの現われではないか」といふ鋭  
い質疑が多数の委員からなされたので  
あります。これに対して東谷検査院  
長は、「検査院に技官が置かれるよう  
になつたのは終戦後であつて、その数  
もきつめて少数である。検査院では従  
来局長には事務官をもつて充てること  
にしており、現在も局長に技官をもつ  
て充てる考へはない。しかしこれは決  
して技術を重視するものではなく、従  
来も技官で事務的才能があり、局長に  
適する人物のある場合には、これを事  
務官として局長に任用している実例も  
ある。実際の人事の運営には何ら  
支障はない」旨を答へたしてありま  
す。その第六点は、監察機構強化に關  
する点であります。「国費の不当支出  
を防止するため、会計検査を一そう  
勵行するがためには、現在の検査院の  
機構では不十分であつて、今日政府部  
内の行政監察機構としては、行政管理  
庁を初め各種の監察、検査の機關があ  
るが、かくのごとき機關を一本化し、  
統合強化する必要を痛感する。将来の  
機構改革が行われる際に、この点を十  
分考慮されたい」旨の希望が数名の委  
員より述べられました。

以上申し述べましたほか、いわゆる  
事前検査、検査報告書提出時期の促  
進、不正、不当の支出に対する処置、  
会計事務職員に対する懲戒処分要求、  
弁償命令の勵行等に関する問題につ  
いて質疑応答がありました。その詳細  
は、委員会會議録に譲ることを御了承  
願ひたいと存じます。  
去る八日の委員会におきまして、質  
疑も終結いたしましたので、討論に入  
りましたところ、千葉委員より、各会  
派を代表して次のような共同修正案が  
提出されました。まず、この修正案を  
朗讀いたします。  
会計検査院法の一部を改正する  
法律案に対する修正案  
会計検査院法の一部を改正する法  
律案の一部を次のように修正する。  
第十六条の改正規定中第十六条第  
一項を次のように改める。  
各局に、局長を置く。  
なお、千葉委員より、「会計検査院  
法第十八条の改正によつて、技官は課  
長に任用されないという点が改めら  
れ、この点は一歩前進してゐるが、第  
十六条の改正規定には、技官は局長に  
任用されないこととなつており、いま  
だに従来の法学方能の思想が払拭され  
ておらない。事務官と技官の間に、  
かように不平等な待遇をする規定を法  
文上に設けることは、公務員が事務に  
精勵することを妨げるものであるから  
、技官も事務官と同様に局長に任用  
し得る道を開いておくべきである。以  
上が、この修正案を提出した理由であ  
つて、以上の修正部分を除いて原案  
に賛成する」旨の発言があり、宮田委  
員より、「決算委員會の意見をも尊重し  
て、今回かような修正を行うことは、

明るい人事行政を行う上から望ましい  
ことである。ただ、この際、希望を申  
しておきたいことは、会計検査院の行  
う検査は、主として事後検査であるが  
ため、国損の防止という点で不十分  
点があるから、行政管理庁と会計検査  
院とを一本化し、機構を簡素化して、  
徹底した会計検査が行われることが望  
ましい。将来、会計検査院法の改正の  
際には、かような点を十分考慮されん  
ことを希望して、この修正案を含めて  
原案に賛成する」旨の発言がありまし  
た。  
討論も終結いたしましたので、ま  
ず、修正案につき採決をいたしました  
ところ、全会一致をもつて可決するこ  
とに決定し、次いで、修正案を除くそ  
の残余の部分について採決いたしまし  
たところ、これもまた全会一致をもつて  
原案通り可決すべきものと議決せられ  
ました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(河井彌八君) 別に御発言もな  
ければ、これより本案の採決をいたし  
ます。本案全部を問題に供します。委  
員長の報告は、修正議決報告でござい  
ます。委員長報告の通り、修正議決する  
ことに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(河井彌八君) 総員起立と認め  
ます。よつて本案は、全会一致をもつ  
て委員会修正通り議決せられました。  
本日の議事日程は、これにて終了し  
ました。  
次会の議事日程は、決定次第公報を  
もつて御通知いたします。  
本日は、これにて散会いたします。  
午前十四時四十分散会

昭和三十年七月十一日 参議院會議録第三十五号 会計検査院法の一部を改正する法律案

昭和三十年七月十一日 参議院會議録第三十五号

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 公正取引委員会委員の任命に関する件

一、日程第二 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案

一、日程第三 会計検査院法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君  
副議長 重宗 雄三君

議員

上林 忠次君	片柳 眞吉君
加賀山之雄君	梶原 茂嘉君
石黒 忠麿君	山川 良一君
赤木 正雄君	森田 義衛君
森 八三三君	三木與吉郎君
廣瀬 久忠君	早川 慎一君
野田 俊作君	中山 福蔵君
豊田 雅孝君	常岡 一郎君
館 哲二君	竹下 豐次君
佐藤 尙武君	後藤 文夫君
岸 良一君	関根 久蔵君
伊能 芳雄君	石井 桂君
白井 勇君	川口爲之助君
吉田 萬次君	高橋 衛君
宮田 重文君	横川 恒夫君
石村 幸作君	木内 四郎君
植竹 春彦君	松岡 平市君
御木 亨弘君	西郷吉之助君
左藤 義詮君	那 祐一君
寺尾 豊君	中山 壽彦君
小林 英三君	大屋 晋三君
大野木秀次郎君	島津 忠彦君
雨森 常夫君	宮澤 喜一君
小澤久太郎君	深水 六郎君
加瀬 完君	加藤 武徳君
高橋進太郎君	伊能繁次郎君

岡田 恒次君	小瀧 彬君
小野 義夫君	古池 信三君
三輪 貞治君	平井 太郎君
川村 松助君	湯山 勇君
松野 鶴平君	吉野 信次君
内村 清次君	秋山 長造君
阿具根 登君	海野 三朗君
片岡 文重君	河合 義一君
小松 正雄君	竹中 勝男君
小林 木治君	江田 三郎君
久保 等君	森崎 隆君
高田なほ子君	矢嶋 三義君
藤田 進君	田中 一君
吉田 法晴君	菊川 孝夫君
若木 勝蔵君	天田 勝正君
松本治一郎君	三橋八次郎君
千葉 恒君	羽生 三七君
三木 治朗君	曾根 益君
山下 義信君	野村吉三郎君
八木 幸吉君	紅露 みつ君
有馬 英二君	最上 英子君
深川タメエ君	東 隆君
菊田 七平君	井村 徳二君
白川 一雄君	赤松 常子君
武藤 常介君	中川 幸平君
八木 秀次君	堀木 謙三君
三浦 義男君	小柳 敏衛君
鈴木 一君	石川 清一君
千田 正君	吉米地蔵三君
三好 英之君	長谷部ひろ君
石坂 豊一君	一松 定吉君
松原 一彦君	笹森 順造君

政府委員  
内閣官房長官 根本龍太郎君  
農林政務次官 吉川 久衛君

参議院會議録第三十三号正誤

頁 段 行 誤 正

三三 五三 政令で定め る者とは、  
政令で定め る者とは、  
三三 二 末行の次に次の一行を加える  
べきの誤

「第四条中「前条第一項」を  
「第三条第一項」に改め  
る。

参議院會議録第三十四号正誤

頁 段 行 誤 正

三〇 三三 お尋ねをい お尋ねをい  
たしたい。 たしたい。

明治三十五年  
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十五円

(郵送料込)

発行所

東京都新宿区東大塚町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三三三(完全自動)